

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年12月2日
分任支出負担行為担当官
米代西部森林管理署長 小野寺 靖久

1 一般競争入札に付する事項

入札物件名

第1号物件 米代西部森林管理署 構内除雪作業

(1) 業務内容

別紙「除雪作業仕様書」による

(2) 契約数量

別紙「入札物件内訳書」のとおりに

(3) 契約日

落札決定した日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

(5) 業務場所

秋田県能代市御指南町3番45号 米代西部森林管理署庁舎構内

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規程に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規程に該当しない者であること。

(3) 令和07.08.09年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供」の営業品目「315その他」で「東北地域」の競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3 入札方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、契約は落札価格に基づく単価契約とするので、入札内訳書に単価及び金額を記載し、金額の計は入札書の金額と一致させること。

4 入札説明書等を入手する方法及び場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

住所 〒016-0815 秋田県能代市御指南町3-45

米代西部森林管理署 総務グループ 経理担当

電話 0185-54-5511

(2) 入札説明書の交付方法

入札説明資料については、電子調達システムからダウンロードすること。

紙入札方式により入札に参加する場合は、上記4(1)の場所にて入札説明資料の交付を受けなければならない。この場合、令和7年12月2日(火)から令和7年12月11日(木)まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)の9時00分から17時00分までとする。

なお、紙入札希望者で郵送を希望する場合は、希望者の負担により交付するので上記4(1)に申し出ること。

5 事前に提出を要する書類の受領期限及び提出先

(1) 提出書類

この一般競争に参加を希望する者は、令和07.08.09年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)における資格審査結果通知書の写し及び履行証明書を添付し令和7年12月9日(火)17時00分までに4(1)へ提出しなければならない。

また、提出書類に関し分任支出負担行為担当官等から説明を求められた場合は、令和7年12月10日(水)17時00分までの間においてそれに応じなければならない。

(2) 提出方法

ア. 電子調達システムにより参加する場合

電子調達システム上でPDFファイル形式により送信すること。

イ. 紙入札方式により参加する場合

上記4(1)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

6 入札書の提出、開札の場所及び日時

(1) 電子調達システムにより参加する場合の入札日時

令和7年12月10日(水)9時00分から令和7年12月11日(木)10時00分まで

(2) 紙入札方式により参加する場合の受付日時等

令和7年12月11日(木)9時45分から行い、運転免許証等の身分証明書及び委任者の場合は委任状、全省庁統一資格における資格審査結果通知書(写し可)を提示すること。

(3) 紙入札方式により参加する場合の入札日時

令和7年12月11日(木)9時45分から10時00分まで

ただし、郵送(書留郵便に限る。)による入札の受領期限については、令和7年12月10日(水)16時00分までに上記4(1)に必着とし、再入札には参加できない。郵送先は上記4(1)とし、入札書の日付は令和7年12月11日とする。

(4) 開札日時及び場所

令和7年12月11日(木)10時00分 米代西部森林管理署 1階会議室

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除する

(3) 入札の無効

入札説明書及び東北森林管理局競争契約入札心得による。

(4) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 電子調達システムによる手続開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。

(7) 電子調達システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

(8) 本公告に記載なき事項及び詳細は入札説明書による。

本公告に係る役務契約約款については、こちらからダウンロードしてください。

東北森林管理局ホームページ掲載場所

東北森林管理局ホーム>公売・入札情報>各種要領及びマニュアル

URL : <http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manyual/index.html>

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代えることとし、契約約款の公布日は本公告の公告日とすることとしますので御承知おきください。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規定(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページの「発注者綱紀保持対策」をご覧ください。

別紙

除雪作業仕様書

I 適用範囲

- 1 本仕様書は、庁舎構内除雪作業に適用すのとする。
- 2 本仕様書に定めのない軽微な事項について、発注者又は発注者の監督員は、受注者に指示することができるものとする。

II 作業

- 1 チャーター予定の機種等及び予定時間数並びに作業場所は、契約単価表及び除雪作業図面による。
- 2 受注者は、この契約履行に必要な現場代理人を選任のうえ、運転着手前に発注者に通知するものとする。ただし、現場代理人と運転者はこれを兼ねることができない。
- 3 現場代理人及び運転者は、運転現場において発注者の指示監督にしたがい、運転に必要な一切の事項を処理しなければならない。
- 4 受注者は、発注者の指示監督により、機械を運転（以下単に「運転」という。）するときは、受注者又は受注者の運転者により運転するものとし、この運転に必要な燃料・人件費・修繕費・保険料・その他一切の経費は、受注者の負担とする。
- 5 発注者は、計画書等に基づき、受注者に運転実施を指示する。
- 6 受注者は、常に除雪作業に従事できるよう、準備体制を整えなければならない。
- 7 受注者は、除雪予定箇所に概ね10センチメートル以上の降雪があったときは、発注者の交通の支障とならないように、除雪を行うものとする。但し、10センチメートル以下の降雪であっても、交通等の障害となる場合は、発注者又は発注者の監督員の指示により出動するものとする。
- 8 発注者は、緊急を要する場合であって、計画書等に明示されていない運転を必要とするときは、前項の規定にかかわらずその都度受注者に指示することができるものとし、受注者は、やむを得ない事由がある場合のほか、これを拒んではならない。
- 9 受注者は、災害及び危険防止上特に必要と認めるときは、あらかじめ発注者の了承を求めて運転指示以外の運転を行うことができる。ただし、緊急やむを得ないときは、受注者は、独自の判断で上記の運転を行うことができる。これらの場合の運転は、発注者が認めるものに限り、運転時間に算入するものとする。
- 10 受注者は、除雪作業に出動するとき及び除雪作業を完了したときは、その旨を発注者又は発注者の監督員に連絡しなければならない。
- 11 発注者は、受注者の運転の内容について、1日を単位として、運転開始及び終了の時刻、その他必要な事項を確認するものとする。
- 12 発注者の認めない運転時間、代替車両の運送時間及び発注者の責に帰さない事由による運転休止時間及び休憩時間は、運転時間に算入しないものとする。
- 13 受注者は、現地の状況により、本契約に係る除雪車両（以下「契約車両」という）のみで交通確保ができないとき、又は契約車両の故障等により、除雪作業が不能のときは、発注者又は発注者の監督員の承認を得たときに限り、新規に除雪車両を使用することができる。
- 14 前項の場合において、契約車両の代替車両は、原則として契約車両と同程度の機能を有するものとするが、契約した1時間当たりの除雪単価（以下本項において「当初契約単価」という）以上の機種を使用したときは、当初契約単価の機種と見なし、当初契約単価未満の機種を使用したときは、発注者が、あらかじめ機種ごとに定めた単価に変更するものとする。

III 除雪作業の安全管理等

- 1 除雪作業の安全管理及び除雪作業に伴う技術指導は、受注者の責任において行うものとする。

- 2 受注者は、構内道路、駐車場、環境緑化木等の状態を常に確認し、除雪作業開始前に危険な箇所の点検を行い、事故防止に努めなければならない。
- 3 受注者は、除雪作業に必要な免許証を所持し、必要な技術を有する運転員を配置のうえ、作業に従事させなければならない。
- 4 受注者は、必要に応じ運転助手を配置し、除雪車両の誘導に従事させなければならない。
- 5 受注者は、発注者の指示監督にしたがうほか、労働安全諸法令等を遵守して運転を実施するとともに、発注者又は監督職員の許可なくして、長時間にわたって他の交通を妨害する等、公衆に迷惑を及ぼす等の行為をしてはならない。

IV 報告書の提出

受注者は、作業実施後速やかに除雪作業実施要領の3に定める作業報告書及びその他必要な資料を発注者の監督員に提出しなければならない。

なお、作業報告書等の提出は1ヶ月を単位とした提出でもよいものとする。

V 代金の請求

- 1 受注者は、チャーター期間中であっても、検査済既部分に対し、月1回を限度として代金の支払いを請求することができるものとする。
- 2 支払いの対象となる運転時間は15分を単位とし、29分以下は15分に、44分以下は30分に、59分以下は45分に、それぞれみなすものとする。ただし、14分以下はこれを切捨てるものとする。

VI 契約の変更及び満了

- 1 発注者は次に掲げる理由が生じて事業内容を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して契約の変更を行うことができるものとする。
 - (1) 履行期間内であって、緊急を要する場合、緊急やむを得ない場合及び運転の変更に伴い、契約予定金額に達しても予定の作業が終了できないと判断したとき。
 - (2) 契約以外の建設機械等を使用する必要が生じたとき。
- 2 履行期間満了の日以前に、契約書記載の契約予定金額に達した場合は、その予定金額に達した時をもって、本契約は満了したものとみなす。

VII 事故報告

受注者が機械の駐車中又は運転中に、第三者に損害を与えた事故が発生したときは、事故の内容及び処置について、遅延なく発注者に報告しなければならない。

別紙

除雪作業実施要領

- 1 この実施要領（以下「要領」という。）は、除雪作業についての一般的事項を示すもので、特に仕様書が付加された場合で、この要領と重複する部分があるときは、仕様書の定めによるものとする。
この要領に示されていない事項及び疑義のある事項については、全て発注者（発注者の命じた職員を含む。以下同じ。）の指示監督に従うこと。
- 2 受注者は、業務着手前に発注者と打合せを行い、作業内容等について指示を受けること。
- 3 作業内容及び運転時間の確認について
 - (1) 受注者は、作業する日の着手時及び終了時に表示板等に表示日時、作業内容等を記載の上、使用機械と作業場所が入った写真を撮影すること。
 - (2) 運転時間の管理は振動式タコメーターを基本とするが、アワーメーターによる場合は、受注者が日々の作業開始時及び作業終了時に計器の数値が確認できる写真を撮影すること。
 - (3) 受注者は、作業報告書へ日々の作業について必要事項を記載すること。
 - (4) 上記(1)～(3)の写真及び作業報告書は、監督職員が提出を求めた都度、速やか提出し監督職員の確認を受けること。
- 4 除雪作業に直接必要な運搬施設・材料置場・宿舍・倉庫等の敷地の用に供するため、国有林野を使用する場合は、発注者の指示に従い所定の手続をすること。
- 5 受注者は、発注者の指示する次の事項について、現地を十分把握の上除雪作業を行うこと。
 - (1) 除雪の箇所及び除排雪の程度
 - (2) 橋梁・ガードレール・擁壁・門扉等構造物の保全。
- 6 除雪作業の障害となるものは、発注者の指示に従い取壊し、除去又は移転すること。
- 7 除雪作業中で、次の場合は、事前に発注者の指示に従うこと。
 - (1) 発注者の指示した除雪区域外を除雪する場合。
 - (2) 支障となる立木及び転倒木並びに倒れるおそれのある立木がある場合。
 - (3) 上記以外で、安全作業の遂行上危険が予測される場合。

別紙

入 札 物 件 内 訳 書

入札番号：第 1 号

業務場所	使用機種	規格	台数	予定時間	備考
秋田県能代市 御指南町3番45号	ホイール ローダー	1.5～ 1.7m ³	1	5 H	排出ガス 対策型